

「基幹統計」に係る論点整理（案）

平成 20 年 3 月
経 済 産 業 省

1. 「基幹統計」の指定と「基幹統計調査」

- ・「基幹統計」の作成の基となる「基幹統計調査」の結果に品質が求められることは当然である。
- ・しかし、現在の WG1 での議論のとおり、「基幹統計」の指定の前提として品質の高い調査が必要ということになれば、現在統計調査を行っていない新しい分野の統計は、新統計法上の「基幹統計」の定義(注)に合致した統計であっても指定することができなくなる。
- ・これでは、新統計法における「基幹統計」と「基幹統計調査」の定義とも合致しないことはもちろん、経済社会の実態に即した新しい分野の統計整備を遅延させる懸念がある。
- ・したがって、「基幹統計」の定義に合致するような特に重要なものは、「基幹統計」の指定を先行させ、その後「基幹統計調査」の試験調査を行い、品質の高い調査を整備するための期限を設けるなど、統計整備の加速化に役立つ制度設計を行うべきではないか。

(注) 統計法（平成十九年法律第五十三号）（関係部分抜粋）

（定義）

第二条

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

- 一 第五条第一項に規定する国勢統計
- 二 第六条第一項に規定する国民経済計算
- 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの
 - イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
 - ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
 - ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

2. 「基幹統計」の体系化における「動態」と「構造」との関係整理

- ・「基幹統計」の体系化においては、「動態統計調査」と「構造統計調査」との目的や調査項目等の根本的な違いに留意する必要がある。
- ・「動態統計調査」は、製品等に着目した生産動向（毎月の生産量、出荷量、在庫量）等を調査することにより、景気動向の把握に役立つ調査である。一方、「構造統計調査」は、業種等に着目した財・サービス等の経済活動（年間の売上額、

出荷額、投入額等）を調査することにより、財・サービスの投入及び産出構造を把握するための調査である。

- したがって、同じ産業分野の統計調査であっても、「動態統計調査」と「構造統計調査」とは調査項目を同じとすることはできないことから、ひとつの「基幹統計」の体系としてまとめることはメリットが少ないのではないか。
- そうした中で、経済センサス（仮称）後に産業活動を的確に把握する統計体系とは、どのような体系とするべきか。動態系と構造系では大きく体系を分けるべきではないか。